

国民保護情報を携帯電話などで受信できるか確認しましょう

▷問い合わせ先＝防災管理室(☎内線235)

弾道ミサイル情報などの国民保護情報は、「全国瞬時警報システム【J-ALERT(※)】」を通じて防災行政無線などにより伝達されるほか、消防庁から携帯電話大手事業者のエリアメール・緊急速報メールにより携帯電話・スマートフォンに配信されます。

万が一に備え、お持ちの携帯電話・スマートフォンがエリアメール・緊急速報メールを受信できるかどうか、事前に確認しておきましょう。

■エリアメール・緊急速報メールを受信できるかどうかの確認方法

契約している携帯事業者が次の①②のいずれに当たるかをご確認ください。



①携帯電話大手事業者の場合

ほとんどの機種で受信することができますが、一部受信できない機種がありますので、各事業者のホームページでご確認ください。

- (株)NTTドコモ＝https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/compatible_model/index.html
 - KDDI(株)＝<http://www.au.kddi.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/enabled-device/>
 - ソフトバンク(株)＝http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/models/
 - ワイモバイル(株)＝http://www.ymobile.jp/service/urgent_mail/
- ②携帯電話大手事業者以外の事業者【MVNO(※)】の場合
- iPhone端末＝基本的に受信可能です。

- Android端末＝次のいずれかに該当するものは受信することができます。
 - ・携帯大手事業者の販売端末を同系列のMVNOで使用する場合(※)
 - ・MVNOがエリアメール・緊急速報メール(J-ALERTの配信)の受信機能を確認している場合
- ※携帯大手事業者が受信を保証しているものではありません。詳細については、契約をしている事業者にお問い合わせください。

■エリアメール・緊急速報メールを受信できない場合、受信できるか分からない場合

ヤフー(株)がスマートフォンアプリや携帯電話のメールにより、弾道ミサイル情報などを無料で提供しています。次のURLからアプリのインストールや、携帯電話のメールアドレスを登録できます。

- ・Yahoo!防災速報＝<https://emg.yahoo.co.jp/>

【用語解説】

- ・全国瞬時警報システム(J-ALERT)とは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。
- ・MVNOとは、Mobile Virtual Network Operator(仮想移動体通信事業者)の略で、携帯電話大手事業者などの通信網を借りるなどして、無線通信サービスの提供を行う事業者のことです。

防災行政無線などを用いた全国一斉の情報伝達訓練を行います

▷問い合わせ先＝防災管理室(☎内線235)

「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」による緊急情報を、さまざまな情報伝達手段を用いて確実に皆さんへお伝えするため、全国一斉の訓練が行われます。

▷日時＝7月5日(水)午前10時15分頃

※災害の発生、気象状況などにより、訓練を中止する場合があります。

▷内容＝市内に設置してある防災行政無線の屋外拡声子局と希望世帯に設置した戸別受信機から、次の放送内容が一斉に放送されるほか、市のツイッターへの配信などを実施します。

(5) 広報大船渡お知らせ版 29.6.20(No.1105)

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111

■放送内容

(上りチャイム)

こちらは、防災大船渡広報です。まもなく訓練放送を行います。

緊急地震速報チャイム

緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。

※3回繰り返し

これで訓練放送を終わります。

(下りチャイム)



市営・市有住宅の入居者を募集します

▷申込先/問い合わせ先＝(株)寿広市営住宅管理センター(☎018088/盛町字町9-18)

市では、空き住戸のある市営・市有住宅の入居者を募集します。

▷募集期間＝6月30日(金)まで

▷受付時間＝午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日は除く。

▷募集団地＝下表のとおり

▷申込資格＝所得が一定の基準以下の世帯

※防災集団移転促進事業に申し込みしている人は、応募できません。

▷申込方法＝(株)寿広市営住宅管理センターに次のものを持参の上、本人がお申し込みください。

▷持参するもの＝世帯全員の所得課税証明書、住民票、印鑑

※お持ちの人は、り災証明書、解体証明書、障害者手帳も持参してください。

※申し込み理由によっては、追加で書類を提出していただく場合があります。

▷その他

- ・原則として、入居後、市内の他の市営・災害公営住宅に転居することはできません。
- ・被災した人が入居する場合、一定の要件を満たすときは、家賃の減免などを行います。

■市営住宅入居者募集団地

地区	団地名	募集戸数	間取り	風呂場	浴槽	その他
大船渡	田中南アパート	1戸	6畳・DK	有	有	単身入居可
末崎	平団地	1戸	6畳・6畳・LDK	有	有	単身入居不可
赤崎	中井団地	1戸	6畳・4.5畳	有	有	単身入居可
立根	関谷団地	1戸	6畳・6畳・6畳・DK	有	有	単身入居不可

■市有住宅入居者募集団地

地区	団地名	募集戸数	間取り	風呂場	浴槽	その他
盛	盛中央団地	2戸	6畳・6畳・4.5畳・DK	有	有	単身入居可

災害危険区域外への自力再建を支援します～がけ地近接等危険住宅移転事業～

▷申請先/問い合わせ先＝住宅公園課庶務係(☎内線328)

がけ地近接等危険住宅移転事業は、東日本大震災の津波浸水区域の災害危険区域(第1種区域、第2種区域AまたはB)で被災し、災害危険区域外に住宅を再建しようとしている人を対象に、借り入れに対する利子や引っ越し費用などを補助する制度です。

借入利率や引っ越し費用などの上限が「大船渡市被災住宅債務利子補給補助金」より高く、有利な制度です。また、世帯を分離した場合、利子補給は二世帯ともに対象となる場合があります。

工事請負契約や借入契約を締結する前の計画段階で申請する必要があります。まずはご相談ください。

▷対象＝災害危険区域第1種区域、第2種区域A・Bから、災害危険区域外の安全な場所へ自力再建する人

■危険住宅に代わる住宅の建設・購入をするための借入金利子に対する補助金

▷利子補給上限額

- ・住宅建設・購入＝457万円
- ・土地購入＝206万円
- ・敷地造成＝59万7千円

▷利率上限＝8.5%

■危険住宅の除却や移転費用に対する補助金

▷補助限度額＝80万2千円

※必ず交付決定後に着手(契約)してください。

